

相談事例

ID：03-01-016

相談タイトル

入居している賃貸住宅の家賃の減額交渉について

Q：ご相談内容

現在入居している賃貸住宅が2回目の契約更新時期を迎えるが、家賃額が、同じ棟の他の部屋（同一平面）と5,000円ほどの違いがあり、相談者の方の家賃が高い。
少なくとも、同一の家賃となるよう要望したいがどのようにすれば良いのか聞きたい。

A：回答

家賃額につきましては、近傍同種の部屋の家賃額と差があるようであれば、入居者は家主に対し家賃減額の交渉を行うことが借地借家法上認められていますので、家賃額の相違がわかる資料等を添えて交渉を行うこととなります。

賃貸借契約上の内容となりますので、公的な機関が間に入り協議を実施するものではありませんので、減額交渉の概要や減額交渉の進め方等を知りたいのであれば、弁護士等に法的な対応方法を相談していただくことを勧めます。